

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年1月27日から同年2月16日まで縦覧に供する。

平成21年1月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大明神地区	高松市産業経済部土地改良課
高松市下笠居土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原池水路地区	〃
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮北地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 城池東小池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 末宗地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 馬ノ口地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 松尾池地区	〃